

第1回泉佐野市男女共同参画審議会 会議録要旨

開催日時	令和5年2月8日(水)午後1時30分～3時00分
開催場所	泉佐野市役所5階 第2議室
案件	(1)「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」の進捗状況について (2) その他
出席議員	細見委員 中藤委員 松岡委員 杉村委員 立山委員 中村委員 馬場委員
欠席議員	高野委員 村田委員 牛山委員
事務局出席者 (人権推進課)	島田人権推進担当理事 川崎人権推進課長 金谷男女共同参画係長
傍聴人数	0人

1. 開会

2. 理事挨拶

3. 委員の紹介

4. 資料確認

【事務局】(審議会規則、附属機関条例について説明)

5. 議事

【事務局】

それでは審議会の議事に移りたいと思います。これからの進行は、審議会規則第6条第1項の規定によりまして、細見会長に議長をお願いしたい。

【会長】

それでは議事を進めさせていただきます。議題(1)「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料に基づき説明)

【会長】

ただいまの説明について、ご質問や疑問点を出していただき議論を進めていき

ます。議題1がメインにつき、30分程度議論の予定ですが、担当者や委員が少々交代していますので、忌憚のないところで更に詳しい説明の希望があればお願いします。

【委員】

資料5と資料6について、パーセントで目標値が出ていますが、この分母を教えてください。市民全部ですか。

【会長】

資料6-1であれば、20.8%ですよ。

【委員】

この集計は片寄っていないのですか。

【会長】

これは市に審議会があり、その定員を合算したのが全体で、その内女性委員が何人在籍するかで、20.8%となっています。よって、この場合は審議会の総数ですね。

【委員】

5であれば、その割合は誰に聞いているのでしょうか。

【会長】

ワーク・ライフ・バランスの認知度の5番ですがこれはどうでしょうか

【委員】

全部分母が明確でないと、この割合のパーセントが不明瞭だと思います。対象が市全体か特定の人かで、全く数字が相違してくると思います。パーセントのみの表示だと、この数字が正しいのか判断しかねると思われれます。

【会長】

資料6のI-5の「ワーク・ライフ・バランス」の認知度の項目については、5年に1回位実施している市民意識調査で「あなたはワーク・ライフ・バランスを知っていますか？」という項目の回答の割合ですね。

【事務局】

はいそうです。

【質問者】

アンケートに回答した人が、市民全体のどのような者かそれが微妙ですね。

【事務局】

3000人規模で、教室で実施しています。

【委員】

全部ですか。

【事務局】

全部ではありません。

【会長】

資料6のI-6「男性職員の育児休業取得率」が0.2%ということですね。

【事務局】

人事課に聞きましたら、男性職員全員500人で令和3年度取得者は1人、令和4年度は3人とのことでした。

【会長】

国の目標として現在値は12.65%位ですが、泉佐野市では令和3年度は、0.2%ですのでこれは何とかしないとはいけませんね。令和4年度の3人なら、何とか3倍には増加していますね。

【事務局】

人事課に聞いたところ、男性職員が育児休業届を提出せずに、普通休暇届出で育児に充当との可能性があるため、正確に育児休業届を提出するよう人事課側より説明を促しているとのことでした。よって少しずつ増加しているものと思われる。

【会長】

育児休業が取得出来るに、普通休暇に振り替えたりするのでですね。

【事務局】

結局、認知度があるかの問題です。

【会長】

ワーク・ライフ・バランスの認知度ですね。

【事務局】

そうです。育児なら育児休暇届を、介護なら介護休暇届を提出するよう人事課の方に依頼しています。

【委員】

それは認識の問題だけでなく、その言葉を出し辛い雰囲気はないのですか？

【事務局】

各職場では、職場研修を実施しています。ただ、育児休暇を取得することは個人の権利であり、市の組織体制でもあります。しかし、それが取得出来ないとなれば問題ですので、きちんと啓発及び研修を強化していきます。

【会長】

育児休業法という法律があるのですから、それは法律違反になりますので、事務局の方で徹底をお願いします。

【事務局】

はい。

【委員】

分母のお話がありましたが、これは市の職員男性500人を対象にした調査ですよね。泉佐野市役所は、過去に新採を採用していない時期があり、それが育児をする対象が少ない理由ではないでしょうか。学校の先生は、若い人が採用されているため対象が多いのかと思います。

【事務局】

当市の職員は、係長級の層が薄く、課長代理級が兼務している部署が非常に多い状態で、更に高齢化も進んでおります。最近ようやく新規募集を開始しましたが、職員の退職が早いので、定着率も低く再度募集を繰り返すため、育児をする対象の若年齢層の職員が少ないのが現状です。

【会長】

難しいですね。

【事務局】

対象の統計の取り方が難しいです。

【会長】

高齢者の育児休暇ですね。

【委員】

普通な感じで育児休暇を取得できる、そのような空気作りが一番大事であると思います。

【会長】

令和3年度泉佐野市の男性職員の中で、一人育児休暇を取得した事実は「育児休暇を取得したい意思のある人が存在する」ということで、大変評価したいと思います。勇気のある人だと思いますので、その意欲を摘み取る政策は絶対にしてはいけないと、各部局に厳重に伝えていただきたいと思います。

【委員】

育児休暇を取得する日数は決まっていて、一気に全日を取得するのではなくバラバラで取得しても良いのですか。

【事務局】

制度では、一度に取らないといけません。

【委員】

一年まとめてですか。

【事務局】

はい。それを短縮した場合は、その分は早退して保育所へ迎えに行くなどして調整します。それは、男性女性問わず同じです。私の時代は、男性の育児休暇制度自体がなかったので、今もし取得する状況であれば絶対取ります。

【会長】

国はまとめて取得しても良いし、分けても良いことになっています。

【事務局】

制度が変わり、会長のおっしゃるとおり今はそうかもしれません。

【委員】

分けて取得する場合、この時に必要となるため、そこで取得可能という選択肢があればと思います。

【会長】

法律をきちんと調べて適用するようにしてください。

【事務局】

はい。小泉進次郎さんも育児休暇を取得されてましたね。

【会長】

介護休暇はありますか。

【事務局】

あります。私も何回か取得しました。

【委員】

今は高齢化の時代で、この介護休暇が段々必要になってくるのでしょうか

【会長】

資料6のI-8「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数の5社は検討していますね。10年後の令和13年度の目標値は8社と掲げていますから、今で既に5社獲得は頑張っていると思います。人権について詳しいのは、杉村委員さんでしょうか。

【委員】

企業により相違はあると思いますが、企業的に人権研修を実施しようと言われます。

【委員】

この登録企業数ですが、登録企業の名称はどこかに掲載されているのですか。

【事務局】

登録企業5社の名称を申し上げます。「泉鋼管工事株式会社、Wish Planning株式会社、株式会社サクセス、東洋冷蔵株式会社、不二製油株式会社」です。

【会長】

検討理由を見て、担当部局側がいかなる理由で努力しているのかを人権側でチェックし、それを全庁的に拡大していかなければ、この数値目標は達成できないと思われま。ここはなかなか検討しているとの評価をこの委員会ではしたいと思います。

【委員】

この男女いきいき元気宣言という事業は、どのような事業かまたその中身も教えてください。

【会長】

資料7の「第2次いずみさの男女共同参画行動計画（令和3年度実施計画・進捗結果）」P26からP28で説明できますか。

【委員】

令和13年度の目標値が8社で、現状の5社登録は評価できると思います。

【会長】

例えば入札ですが、参加企業に「男女共同参画に配慮していますか」という目標を掲げて、「しています」と回答した企業には入札参加してもらうことを考えていました。

【委員】

今でも人権研究集会などはしていますよね。

【事務局】

市登録の事業者が入札の資格を得るための登録ですが、更新する必要があります。その際、職場できちんと人権研修が実施できているかを踏まえて、人権研究集会に参加された時には、申込書に企業名と参加者氏名を記載していただきその人数で登録に加点にします。ただこの数年は、コロナ禍で動員を実施できない状況です。その代わりに契約検査課の方で、企業に作文を提出させているとのこと。作文の内容は、「人権研修の実施内容及び人権に対する企業における意識」で、それにより登録時の加点要因としているとのこと。

【委員】

それはわかりませんが、この「男女いきいき元気宣言事業者制度」とは別だと思えます。制度がどの様な制度か分からなければ評価も出来ません。

【会長】

資料6のI-10「市における地域防災支援員の女性の割合」ですが、これは全体の30%で検討していると思えます。

【委員】

これは女性のことですか。

【事務局】

はいそうです。

【会長】

令和13年度の目標値に対して、現状は30%に到達しています。

【事務局】

当市において、避難訓練を全庁的に実施しております。その際、市内の小中学校や公共施設を避難所として開設していますが、震災が発生した場合に、もよりの支援員がその避難所に直行して開錠後開設します。その支援員の女性の割合になります。

【委員】

各町内男女何人が割り当てられていて、今回の数値はその内女性の占める割合ということですね。

【委員】

女性の人数を増やすための工夫をしていますか。受け身に感じますが。

【事務局】

私自身過去に支援員を数年経験しましたが、実際台風が接近した時には夜中の出勤も頻回で、翌朝まで避難所で支援にあたることも多々ありました。その辺を配慮して男性職員を配置していた経緯がありますが、現在は課に数人男女の職員が配置され、男女共同参画の実現に向けて取り組んでいるものと思われれます。

【委員】

避難所を開設するだけでなく、来所された方特に高齢女性への支援のことを考慮したら、是非女性の支援員に協力を依頼したいと呼びかけしているのですね。

【事務局】

そうですね。実際大災害が発生すれば、相当の期間避難所生活が継続します。現在当市の危機管理課は男性職員のみです。今後避難所を開設するに際し、女性の目線からの注意点を示した当課所有のDVDを各課に鑑賞いただき、職場研修も促しております。

【委員】

女性の視点は必ず必要になるので、それは絶対に必要ですね。

【会長】

防災分野における男女共同参画の重要性については、政府は以前から伝えて 있습니다。例えば、女性の割合を30%にするなど大きな目標を掲げています。現実問題として、女性参加によりその場所の雰囲気が変わり、また生理用品や子育て環境などは大きく変化しています。泉佐野市の危機管理課に女性職員が一人も存在しないことは、かなり以前の議論であり、早急に頭を切り替えて欲しいものです。担当部局は多分切り替えしていると思います。そうでないと、30%という率は出ません。ここはもう一度、先程の成功事例に学び、担当部局で何故この30%に到達したのかチェックして、それを全体の政策としていただきたいと思います。

【委員】

泉佐野市も、女性消防団を作って10年経ちますね。

【会長】

24時間避難所に待機と言われたら、男性でもそんな過剰労働は無理ですよ。

【委員】

うまく人員を回す方法を考えないとだめですね。

【会長】

そうしないと市民の意識ともかけ離れてしまいますからね。

委員さん、この地域防災支援員というのは聞いたことがありますか？

【委員】

ありません。

【会長】

市民に公募しているわけではないのですか。

【事務局】

そうです。職員が支援員です。

【委員】

それなら増えて当然ですね。

【委員】

防災の支援員は地域ではお願いしていません。

【事務局】

町会さんに協力を依頼するなど、いろいろ連携はしています。

【委員】

自治会長の女性割合も少しは増えましたが、まだまだ低い状況です。町会、PTAは女性会長が結構増えてきた感じですが、自治会や長生会はなかなか進んでいないのが現状です。今まで男性中心であったのを、女性も出来る方法を模索していかないと、変化していかないと思います。

【事務局】

一番の問題が人材不足です。町会以外、民生その他不足しています。

【委員】

国から変わっていない。まだまだ女性が少ない。女性の役職を持つ人を増やしていかなければだめですね。

【委員】

リーダーを作る方法を変えていかなければだめですね。

【委員】

男性より上位に行く有能な女性はたくさんいます。その様な女性を引き上げて人数を増員していかないと、国自体が遅れていますからね。しかし、国自体から変えるのではなく、近い地域から男女共同参画を推進していかなければならないと思います。国をあてにしていたら一向に変わりません。

【委員】

事業所を巻き込むのがいいと思います。人権側から、セクハラやハラスメントの講座をやりませんかと仕掛ける方法もあります。

【事務局】

それは松岡会長筆頭に、毎年2～3回は事業所さんをお呼びしてハラスメント等講座を市と連携しながら考えていただいています。

【委員】

こちらから仕掛けていく方法もどんどん変えていかないとイケませんね。

【委員】

昨年開催の女性センター主催の講座の中で、ヨガ等の男性講座もありましたが、開催後もその後のグループ活動に積極的に繋げていくのが女性センターの役割だと思います。そして男性も女性も一緒に活動することで、世の中が変化し始めると思います。以前は老後を考える男性グループもあり楽しく活動していましたが、高齢化も進み現在は存在しない状態です。今日女性センター内で活動中に、70代位の女性が相談に来られ少しお話されました。すると、喋ることで自分のもやもやした気持ちが晴れたとのこと。女性センターは、本来市民の参画の拠点として存在するものだと思います。

今日来訪された方にも証明されるように、女性センターを上手く活用し、現在の状況の改善策を見出すことが大切なのではないでしょうか。

【会長】

女性センターの活用方法、これは懸案事項ですね。行っても誰もいないかもしれないのではなく、行きやすい楽しい雰囲気があり、男性でも気軽に行けるそんな女性センターを本当に考えないといけませんね。

【委員】

地域の中で、歩いていつでも自由に行き帰りが出来る寄合の場所を作ることが大切です。人間お互いに、世間話が出来るところが必要だと思います。

【会長】

自治会館や集会所はありますか。

【委員】

自治会館は、町に1か所はあります。

【委員】

私の町では、町会が協力の「老人いこいの家」があり、そこに午後1時～3時の間で、時間制限を作らず自由にできる場所を作りました。

【会長】

それは委員さんのような中心人物がいるから、上手くいっているのだと思います。

【委員】

市の担当もありますが、社会福祉協会が中心にしています。

【会長】

そのような居場所の経営には、男女共同参画と高齢者福祉が合体してくるので、やはりこの部局から取り組んでいく必要があると思われます。更に女性センターの活用方法も考える必要があります。現在は指定管理者がいますか。

【事務局】

委託です。

【会長】

女性センター自体は存在するものの、委託していて来訪が皆無とは意味がないわけですよ。ここは歩み寄り、案を出す必要があると思います。

【会長】

資料6の基本目標Ⅲ「ジェンダー平等意識の浸透」の、2「学校教育の中で男女平等・男女共同参画に関する授業を実施した回数」、4「人権推進課主催の男女共同参画をテーマにした講座やセミナーへの男性参加者割合」については、数字を維持していますが、これはルーティン化して維持し続けることは必要ですね。

【委員】

コロナ禍でも小学校からは授業の依頼があり、今年度の人権教室については

全校制覇しました。

【会長】

人生のある時期に男女共同参画のことを勉強した記憶はどこかに残るものです。セミナーはコロナ禍のため、開催割合がゼロになった経緯はあると思いますが、それを増やすために是非考えて欲しいものです。

【委員】

泉佐野市の学校でLGBTの勉強や、その人らしさを認めようとする授業をすると子どもたちは理解してくれます。

【委員】

リーフレットやパンフレット等、紙の配付ではなく、大きなポスターで代用出来ないものかと思います。

【事務局】

女性法律相談や講座受講者もチラシより、インターネットで見ましたという意見が多々あります。

【委員】

SDGSを考えて、方向転換していかないと何も変わらないと思います。

【会長】

いずみさの男女共同参画つうしんF i n eは何部印刷していますか。

【事務局】

当係において、用紙を購入し輪転機で700部印刷しています。同時に市のホームページにも掲載しています。

【会長】

実績からも、F i n eはインターネットではなく紙の告知媒体として有効だと思われます。よって効果的に活用していただかないといけませんね。

【委員】

若い人達はインターネットを活用しますが、紙媒体を好む人は一定数いると思いますので、上手に活用する方法を考えていけば良いのではないのでしょうか。

【会長】

配置するだけでなく、「これはF i n e〇号に掲載されています」等の相互交流をして、効果的な活用を考えてください。

【委員】

佐野工科高等学校へ、講師派遣されている経緯を教えてください。

【委員】

数年前、保健の先生の依頼がありました。女性は数%で、大半が男性の学校に在学した生徒さんが、卒業後社会に出た時のギャップを考慮して、内容は「LGBT」で毎年呼んでいただいています。授業は2人で行います。

【委員】

高校側からの依頼ということですね。了解しました。

【会長】

生徒さんには貴重な機会ですね。

【委員】

生徒さんたちは一通り基本理解しています。授業後のアンケートからは、「自分も該当すると気付いた」との意見もあり、自己認識の良い機会ではないかと思えます。

【会長】

教職員対象の研修も実施して、学校の現場の先生たちにも必要であると認識してもらうことは大切だと思います。

【委員】

教職員の人権研修は、実際頻回に実施していただいています。「LGBT」の話も、きちんと受け止める集団を作り取り組んでおります。

【委員】

更衣室やトイレは男女別で分かれています。それを実際カミングアウト後に考える傾向にあるように思われますが、何か事前に行動するといった取組はありますか。

【委員】

学校現場（小学校）では、現在トイレの改修も進んでおり、多目的トイレを充実させています。「みんなのトイレ」と統一して、誰でも使えるように男女のトイレとは反対側の場所にあります。更衣室に関しては、部屋数が限られているため空き教室を掃除して、自由に使えるよう工夫しています。

【会長】

ありがとうございます。意見がたくさん出ましたが、今後の政策に活用していただきたいと思えます。その他よろしいですか。

【事務局】

3月5日（日）に第24回泉佐野市人権研究集会在エブノ泉の森大ホールで開催されます。写真家の郡山総一郎さんの講演があり、会場ロビーにはパネル写真も展示します。郡山さんの写真集に私は感銘を受けましたので、講演も大変楽しみしております。皆様もお時間の許す限りお越しくださいますようお願いいたします。

【会長】

それでは、議事を終わりたいと思えます。事務局に進行をお返しします。

6. 閉会（川崎人権推進課長より閉会の挨拶）